

令和元年度第2回伊勢市路上喫煙対策審議会 議事録

- ・日 時：令和元年7月10日（水） 15時～16時40分
- ・場 所：伊勢市役所東庁舎4階 4-2会議室
- ・出席委員：筒井 琢磨、神生 修、中村 貴司、村田 久実、扇本 みどり
- ・欠席委員：山本 武士
- ・事務局：藤本環境生活部長、出口環境生活部参事、森本環境課長、浦田健康課長、樋口健康課長補佐、富岡観光振興課長、井村ごみゼロ推進係長、東條主事、森井
- ・配布資料：事項書、出席者名簿、資料1（路上喫煙指定区域（案））、資料1-2（路上禁止区域資料）、資料1-3（伊勢市景観資料）、資料1-4（他市現況写真）、資料2（他市条例比較）、資料3（条例改正案の検討ポイント）、資料4（条例改正（案））
- ・審議結果等：

事項書に記載の報告及び審議事項に関する事務局からの説明に対し、以下のとおり質疑応答及び審議が行われた。

【事務局挨拶】

- （事務局①）第2回伊勢市路上喫煙対策審議会を開会する。開会にあたって会長のほうからご挨拶を。
- （委員①）今日で原案を固めてしまいたいと思うが、最初から完成版は難しいと思うので、前回の議論にもあったように段階的に組んでやってみて、追加削除等を考えていくという方針で原案を確定するという目的でよろしく願います。

【審議】

議題① 路上喫煙禁止区域の設定について

- （委員①）まずは事務局から説明をお願いします。
- （事務局②）（資料1、1-2、1-3、1-4について要約説明）前回の審議会で路上喫煙エリアがいくつかある中で、事務局の案としてまず伊勢市駅・宇治山田駅周辺エリア、内宮周辺エリア、河崎エリア、二見エリアだが、喫煙所が整備されているところで伊勢市駅・宇治山田駅周辺エリア、内宮周辺エリアを禁止区域にしたいというところでお話させていただく。また、この区域は必要・不必要などのご意見をいただきたい。
- 資料1-2で路上喫煙禁止区域は原則的に条例の対象範囲で、公共用地が対象。路上喫煙禁止区域の中では市長が指定する場所（喫煙所）は喫煙可だが、それ以外は禁止である。四日市市や松阪市などは道路のエリアだけ指定しているが、伊勢市も同様にエリアを考えている。参考に埼玉県東松山市は民地含めて全てエリアに禁止にしているところもある。資料1-4は他市現況写真だが、四日市市でも松阪市でも路面表示をしているが、松阪市はタペストリーでも表示している。
- （委員①）質問等あれば、ご発言をお願いします。
- （委員②）四日市市と松阪市のマークは路上につけた場合、破損はないのか？
- （事務局②）四日市市は通行多いところは剥がれる可能性は高い。
- （委員②）交通安全の飛び出し禁止など、最初はきれいだが経年劣化で剥がれると次に予備がないので修

復しないといけないという話を聞いたことがあるが。

(事務局①) ペイントやシールなど様々な種類があり耐用年数もそれぞれだが、通行にかかる場所なのでつまずいたりはすぐには起こらないと思う。やるからにはコストや維持管理について改めて考えたい。

(事務局③) 現実として駅前の駐輪場はこういう形でさせてもらっている。何年か経過しているが剥がれていない状況。

(事務局④) おはらい町の人通りは尋常ではないので、材質や他に路面に貼る以外の方法も考えながらしていきたい。貼るタイプはわかりやすいと思う。

(委員①) 前回の会議で「伊勢らしさ」ということで話があったが、松阪市は松阪木綿の模様だが、四日市はどこでもありそうなデザイン。

(事務局③) 資料 1 で示された伊勢市駅・宇治山田駅周辺と内宮周辺の色のついた部分を今回指定されるということか？

(事務局①) 補足だが、伊勢市駅・宇治山田駅エリア周辺（赤と青の部分）は事務局として組み合わせしてお示しした。北口の 2-1 も広場なので案としてはあるが意見をお聞きしたい。事務局案としては、①の一番人通りが多い外宮参道の入口から外宮の入口までが第一案。それに付随して広場ということで JR 側の駅前広場、外宮近くにある②-4 の楽市などもしている広場もお示しした。宇治山田駅の駅前広場も喫煙所が備わっているので、色分けした部分を組み合わせたり外したりでご意見いただきたい。内宮も同じく①-2 おはらい町通りで大本命かと。河川敷側も入れるのか 23 号をどうするのか、広場的要素で市営駐車場も入れたほうがいいのかなどご意見いただきたい。

(委員①) 事務局案としては 4 エリアのうち、伊勢市駅・宇治山田駅周辺エリアと内宮周辺エリアを設定して、資料には河崎エリアと二見エリアがあるが喫煙所が完備されていないので、今回は指定しないという提案を出していただいていると？

(事務局①) 1 回目の審議で喫煙所とセットであったほうがよいただろうというところと、段階を踏んでいくのであれば誰が見てもここだというところ一段階目にやったほうが良いというご意見を頂いた。禁止区域を指定して拡大・縮小も年度ごとにできる。まず一番目については外宮参道とおはらい町通りが市民の皆さんもご納得いただけるところかなと。

(委員①) 前回の議論で観光地はどうなっているかということで、鎌倉の例を挙げていただいたが。

(事務局②) 白川郷や中部圏を調べたが、白川郷は路上喫煙の指定はしていなかった。

(委員①) 路上広場の設定で鎌倉があって、東松山は面での設定。景観地区のものはおはらい町地区と二見地区。エリアを 2 エリアに限定する事務局案については？

(委員③) 伊勢市駅前②-1 と②-4 は不要。②-2、①、2-3 は必要。内宮前は①、①-2、③は必要。②の川沿いと 23 号は不要。

(委員①) 今回欠席の山本委員にはご意見をいただいているか？

(事務局①) 山本委員は外宮参道とおはらい町は間違いないのではないかとのご意見。伊勢市駅・宇治山田駅前エリアでは②-1 は喫煙所がないので不要、②-4 の広場については催事中にどうしていたか観光協会さんに聞くと、喫煙についてはこのエリアでは吸わないでくださいという意見もあったとご紹介しながら伝えたところ、山本委員はそれなら路上喫煙エリアの範囲に（禁煙区域

を) 加えたら進めやすいのではないかという意見をいただいた。

宇治山田駅は喫煙所があるので②-3 は妥当、内宮周辺は①と①-2 は良いが①-3 と②は、段階を踏むならまずは①と①-2 で地元の意見を聞いたほうがよいとのこと。

(委員①) 齟齬があったら②-4 の扱いだが。

(委員④) 観光協会でも理事会で審議したが、基本的にはしていただいてよいという方向。わかりやすいサインを作ってもらおうのと吸える場所(分煙) もしっかりしてもらえたら。外宮の喫煙場所は年間通して参拝時間終了後も使えるのかどうか?(禁煙区域設定後) 案内しても良いのかどうか。神宮さんとのすり合わせもあるので。

(事務局①) 喫煙所に使用時間に制限があるのかどうか、改めて確認する。

(委員①) 山本委員の発言で、地元おはらい町会議へ確認するということについては?

(事務局①) 審議会での意見を踏まえて、おはらい町会議さんにご相談に行くと考えている。

(委員①) 山本委員は前回の審議で、植え込みに吸殻が入れられた件で面の指定を望まれてるかと思っただが。

(事務局①) 隠れて吸う方について、法整備ができれば違反者の抑止力になる。面に関しては道路沿いのほうが良い。法整備ができて周知があり、マナーとモラルの向上があれば、違反者についても違反がなくなると期待したいというご意見だった。

(委員④) (喫煙所を) なくしたほうが良いという方の意見は?

(事務局①) 喫煙所があつての禁止区域というのがセット。伊勢市駅北口は吸える場所を示していない段階なので、禁止区域設定は行政的に難しい。

(委員④) 作ることは考えた?

(事務局①) 喫煙所に関しては今の数的にも多いとも言えない。外宮参道付近の喫煙所は長年の課題。ようやくファミリーマートの地権者さんや JT さんのご協力を頂いて喫煙所ができた。それから禁止区域の話に発展していることから、やはり規制するには吸えるところがあつてしていくのが良いので、喫煙所に隣接しているエリアは第一弾目は控えたほうが良いと思う。

(委員④) 喫煙所を作る方向にはならない?

(事務局①) 場所があれば JT さんなどにご相談させていただく。

(委員①) ②-4 については?

(委員③) 内宮のおかげ横丁は食べ歩きしている。おかげ横丁に喫煙所があるのはエリアとしては仕方ないということか?

(事務局①) おはらい町通りはたばこ吸いながらはあまりないだろうが、おかげ横丁内に入ると私有地もあるので、路上喫煙禁止区域を設けることは公共用地を優先するという面で難しい。

(事務局②) 補足だが、山本委員に聞いた際に、イベントをする時に「道路で喫煙はだめ、広場では良い」となると、どこまで喫煙したらいいか言いにくいので、もし道路を指定するなら一緒に広場も禁煙区域に指定するならイベント側も言いやすいとのことだった。

(委員①) 境界の区域は、面でも線でも発生する問題なので別に考える必要がある。

(事務局①) 基本的には公共用地で分けるのが本来。禁止区域の大前提で、取り締まりが目的ではなくマナーとモラルの向上が目的。禁止区域が決まって、皆さん出展の方などの意識が変わればと。一年以上になり、じゃあ罰則決めたほうがよいという流れになってくる。

(委員③) 海外の地域は厳しく、建物の境界線で分けると難しくなる。

(事務局①) 道路のエリアをどこまで考えるか。事前の周知や啓発によって、おはらい町通りはたばこ吸ってはいけないという意識が付けば改善される。喫煙所への案内サインやコーン、パンフレットなどを適切にできればよい。

(委員①) どんな区域を設定してもグレーゾーンの問題は絶対発生するので、運用上で工夫するしかない。

(事務局①) 喫煙所の内宮エリアの図面で、タクシー乗り場のほうと五十鈴茶屋の下にあるが、JT が伊勢福と話して作った喫煙所。全面禁煙ではなく喫煙所を設けて、喫煙はこちら、他はこちらという分煙する方針。

(委員②) 自身は喫煙者だが、吸える場所がなかったら吸わない。吸える場所があれば離れていても行く。

(委員①) 資料 1-2 で条例の対象範囲で、私有地は対象外だが条例の対象にするのは難しい？東松山市は私有地を含めた指定だが。

(事務局①) 事務局としては禁止区域、権利を奪う条例になるので、まずは公共用地を決める。社会情勢も変わるので、おはらい町会議さん等と話して、第一段階は公共用地の道路・通り沿いだけをさせてもらって次の段階に進んでいけたら。

(委員①) 条例で第一歩で公共用地を押さえて、次におはらい町という流れ？

(委員③) ②-2 の駅前広場は公共用地になるのか？

(事務局②) JR の敷地にはなるが、駅前広場として区域指定しているので公共用地になる。

(事務局③) 民間の部分に入るのは相当の制約がかかる。相手方の同意を得られないとできない。健康増進法の中で、うちができる場所はまず公共用地の中で禁煙エリアを置く。

(委員①) 最初の第一歩としては、まずは条例から。条例でカバーする範囲と民間でカバーする範囲を合わせて面でという展開。内宮エリアでご発言いただいている①と①-2 は、この原案でよいが河川敷の②と国道①-3 は不要であると。市営駐車場のエリアの③は河川のほうはいらぬという意見。

(委員④) 段階的におっしゃっているが例えば①-3 をやめるとしたら、次に①-3 のあたりに喫煙所を設けるということか？東京都は段階的に範囲を広めているが。

(事務局①) 事務局としては 12 月議会で条例改正でその後、周知期間があって施行が翌年の 4 月 1 日以降になるのかなど。施行してから段階を踏んでいくが様子を見ないとわからない。喫煙できる場所もセットということで考えれば、新しくエリアを作るのなら喫煙所の整備は必須条件になる。そこが考えられた段階でも見直しは可能。最初のエリアを設定できたら、その後、観光客の動向やグレーゾーンなどがどういう経過になるのかによっても段階は踏まないといけない。

(委員①) ②の河川敷エリアは外してよいか？

(委員②) おかげ通りだけを面で考えて、全面禁止・喫煙所なしでどうか？今ある喫煙所は残していくということ？

(事務局①) 今の考え方は、喫煙所があるところに禁止区域を設けるという考え方。

(委員③) おはらい町に喫煙所はなく、河川敷にしか喫煙所はない。

(事務局①) 喫煙所はおはらい町は地下参道へ下りるところと、宇治橋前にもある。その途中におかげ横

丁で作ってもらっている喫煙所が二ヶ所あるが道沿いにはない。

(委員③) 市役所としては、河川敷に喫煙所があるので、そこを喫煙道路に下さいということ？

(事務局①) それはひとつの案。おほらい町 800 メートルは長いが、起終点には喫煙所はあるという考え方。

(委員①) 喫煙所 4ヶ所前提で議論しているが、①-3 は喫煙所が離れているので、外すという考えでよいか？

(委員④) できるならしたほうがよいが、加減がこちらではわからない。

(委員③) 商工会議所の環境委員会をしているが、ドイツなどはガソリンすら入れられない場所もある。まずはたばこを吸わせないエリアを作るので、まずは一步。

(事務局②) 今回はスタートの段階で、厳しくいけば罰則もあるが、狙いはあくまでマナー向上であり、事務局としてはメインのところだけして様子を見るという気持ちがある。

(事務局①) 正味の事務局案は内宮は①と①-2 で設定できたら。

(委員①) では内宮は①と①-2 のおほらい町通りで。外宮は②-1 を入れるかどうか？喫煙所が遠いから外したほうが良いという意見。②-4 は使い勝手を考えると、①と一体化して禁止エリアがよいという意見だが。

(委員③) 広場を区切るのは難しい。通りは「ここから禁煙エリア」と簡単だが。

(事務局②) スクエアのどこかに掲示があればできると思う。

(委員①) ①と②-2、②-3、②-4 も原案通りで。②-1 は喫煙所がないので外すということで。

議題② 条例改正（案）について

(事務局②) (資料 2 の説明) 第 1 回目の審議会でも、罰則までいわずにマナーの向上をはかるというご意見をいただいたので、松阪市のように罰則と過料がないような格好で条例改正を考えている。

(資料 3 の説明) 市民の責務についても松阪市を参考に、路上喫煙する際は禁止区域以外では携帯灰皿を携行することを義務付ける。時間帯は日中、人が多い時間帯を指定することもできるが原則終日禁煙を考えている。

罰則はなしを考えているが、現在「ポイ捨て条例」のほうは業者等がポイ捨てした場合は刑事罰の罰金があるので、これは引き続きあるが、路上喫煙のほうは原則指導だけを考えている。名古屋市は当初罰則なしだったが、改善されないので罰則を導入した事例もある。今後、指導だけでは効果がない場合は条例を再改正して勧告・公表、罰則を導入することも考えている。また、加熱式たばこも「喫煙」にあたるものとして取り扱う。マークは皆さんの意見をいただきたい。

(事務局①) 補足になるが、条例は市の総務課と詰めているので、あり方や方向性のご意見を頂けたら。

(委員④) 罰則がある市はたくさんあるが、最初は罰則なしだったのか？

(事務局②) 調べた中では、名古屋市は段階踏まえたと聞いている。

(委員④) 伊勢市は罰則なしでいく理由は？

(事務局①) 最初に導入するというのもあり、取り締まり目的ではない。実態調査でも歩きたばこが少ないのもあり、まずは法整備をして意識啓発が目的。罰則は観光地のマイナスイメージにもなるので、まずは指導だけの方針でいきたい。

(事務局③) 条例のイメージとしては松阪市が基本という形を変えていくということか？

(事務局②) はい。

(委員③) 今は罰則はないが、実際罰則となると誰がキップを切るのか？

(事務局②) 名古屋市は指導員を条例上に作っている。シルバー人材センターさんであったり、そこまでせずに市職員であったり。

(委員③) 払わなかった場合は？

(事務局①) 過料なので、その場でもらうようなところはある。京都市も徹底されていて、指導員が警察OB など活動はされているが、実際、過料を科している条例を持っている自治体も現実的には過料を取りにはいっていないのが現状。抑止的なこともある。全国的に見ても過料のあるなしは半々くらい。

(事務局③) 改正案のポイント④の『効果がない場合は条例を再改正し「勧告・公表」「罰則」を導入する』とあるが「公表」はどういうイメージ？守らなかった人をホームページに載せるということ？

(事務局②) 法制部局から指摘されており、「ポイ捨て条例」と合わせて公表するが、方法としては告示やホームページになるが個人名をさらしてよいのか議論の必要はある。

(委員①) 第1回の話では罰則は設けず、目的は取り締まりより啓発メインに軸を置きたいということで、指導は入れたいというのがポイント④の「罰則はないが指導を基本とする」ということ。松阪市を参考にしているが、エリアの指定も同様で、松阪城跡とか観光客が来るところを指定している。四日市市は駅前などを取り締まり強化するべきで姿勢やエリアの設定自体が違うのかもしれない。

(事務局①) 四日市市さんも過料を取って、夜の歓楽街を取り締まる条例を作って区域に設定したが、現実的にはパトロール過料は行っているが取ったことがない。ある意味パトロールや指導員が歩くことによって啓発と抑止をしているという形と聞いている。条例改正案ポイント①～⑤が反対のご意見がなければ、あとは法制部局との詰めになるので、この方向性でよければパブリックコメントに挙げる案については会長と相談させていただいて、詰めさせていただけるとありがたい。

(委員①) パブコメのあとに第3回を開催して、最終的な審議会の答申案を決めるので、パブコメで出す案をどうするかということ。方針としてはポイントが6つの方向性で良いかという確認をしたい。これでよろしければ進めるということでもよろしいか？

議題②について、改正案は方向性としては事務局案で進めていただく。

(事務局①) ありがとうございます。ご意見①②の細部は会長にご相談させていただいて、9月予定のパブリックコメントの原案を作成したい。